

(様式第1号)

令和元年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議要旨

日 時	令和元年8月2日(金) 10:30～12:30
場 所	芦屋市役所北館 教育委員会室
出 席 者	会 長 中里 英樹 副会長 大内 章子 委 員 熊懐 賀代, 高田 昌代, 武本 夕香子, 多田 直弘 法兼 茂子, 福本 吉宗, 山脇 喜子(敬称略)
事 務 局	市民生活部 森田部長 男女共同参画推進課 田中課長, 長岡主幹, 濱田係長, 林主査
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長の選出
- (3) 議事：第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン及び第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画の進行管理について
- (4) その他
- (5) 閉会

2 提出資料

令和元年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会次第

芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料1 平成30年度ウィザス・プランの施策体系別「評価」

資料2 第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン具体的施策所管課一覧

資料3 平成30年度実績の施策体系別「評価」

資料4 第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(第2次芦屋市DV対策基本計画)事業実施目標所管課一覧

参考資料1 ウィザス・プラン数値目標

参考資料2 第2次芦屋市配偶者からの暴力対策基本計画数値目標

3 審議経過

=開会=

事務局/田中：ただ今から令和元年度芦屋市男女共同参画推進審議会を開催いたします。

=委嘱状交付=

=部長あいさつ= 森田部長

=委員自己紹介=

=事務局紹介=

=会議の公開について説明=

=正副会長の選出=

●会長に中里委員を選出、会長あいさつ

副会長に大内委員を指名、副会長あいさつ

=議事=

事務局／田中：ここからは、中里会長に議事進行をお願いいたします。

中里会長：まず、第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プランについてご説明いただき、それについて委員の皆様からご意見等をいただいた後、第2次配偶者からの暴力対策基本計画（通称 DV対策基本計画）についての説明・審議という流れで進めたいと思います。まず、ウィザス・プランについて、事務局から説明をお願いします。

●事務局よりウィザス・プランについて、資料1・資料2に沿って説明

中里会長：今ご説明いただいたように、この審議会では計画の進捗を確認するということで、それぞれ委員の方々の専門分野等のご意見いただければと思っています。この審議会について初めての委員のかたも複数いらっしゃいますので、この表やプランの読み方、その性格・位置づけなども含めてご質問がありましたら、よろしくをお願いいたします。

福本委員：「イクボス宣言」とはどのようなものなのか教えていただけますか。

事務局／長岡：「イクボス宣言」というのは、組織の長が自分の組織の構成員に対して、あるいは自分も含めて、「仕事も仕事以外の個々人の生活も大切にして、働きやすい職場やそれぞれの人生を大切に生きるような環境をつくっていきます。それに対して努力します。」ということを宣言するものです。芦屋市では市の長である市長と、教育委員会の長である教育長が今年1月に「イクボス宣言」を行いました。

福本委員：「イクボス」というのは何かの略ですか。

事務局／長岡：そうです。育児の「イク」と、「ボス」組織の長の造語です。

福本委員：一般的に知られている言葉ですか。

事務局／長岡：世間的には割といろんなところで言われていると思います。

福本委員：わかりました。ありがとうございます。

中里会長：芦屋市独自にというよりも、厚労省も関わって、いろんな組織のトップが宣言するように働きかけています。「イクメン」という言葉も流行りましたが、端的に言えばイクメンを推奨するような上司、イクメンを育てるような上司、子育てに男性が関わられるような組織づくりをトップが推進するという宣言をしていますという運動です。自治体や会社のトップが宣言しますが、芦屋市では何か文書的なものは出していますか。

事務局／長岡：はい。宣言書があります。

福本委員：どちらかというところ、QOL（クオリティ・オブ・ライフ/人生の質、生活の質）という言葉をよく使っていたので、その宣言みたいな形ということですね。

大内副会長：国もイクメンのプロジェクトのサイトをつくって、イクメンと最近ではイクボスを浸透させようといういろいろ取り組んでいます。

福本委員：わかりました。ありがとうございました。

大内副会長：市長だけではなく、各課のボスが宣言したほうがいいと思います。

事務局／長岡：企業などでは課長がされているところもあります。代表としての組織の長がそれをもっと広めていかなければいけないということです。

福本委員：「イクボス宣言」という言葉を意味を含めて知らないということであれば、正しく伝えていく事が大事なんじゃないかと思います。
伝わってなければ、その宣言も存在していないのと同じだと思います。

中里会長：「イクボス宣言」をしたという事と、その後どういうアクションを取らないといけないかというのは、各部局にはどういう形で伝わっていますか。

事務局／長岡：市役所の中の庁議という、部長級以上が出席する会議で、まず宣言したことを報告しました。次に、その庁議の内容を全課長に下ろし、各課員に周知

するとともに、庁内のインターネットの掲示板にも掲示しました。その他にも、広報紙にも載せて市民のかたにもお知らせしました。

また、実際の活動としては、庁内で「働き方改革」というプロジェクトを立ち上げ、残業の削減や休暇取得など具体的な内容について取り組んでいます。その取組をトップである市長や教育長も同じ考えのもと進めますということをし、「イクボス宣言」し、内外にアピールし進めていこうというものです。

武本委員：C評価のところを見ると、施策を率先してやるべき男女共同参画推進課が所管課で、かつ、予算が組んであるのに具体的な取組を行えていないというのが散見されます。講座の開催は、講師・日にちを決めて告知をする以上は必要ないと思いますが、これが実践できていないのには何か理由があるのでしょうか。

事務局／田中：男女共同参画推進課では計画にもありますように、あらゆる分野から市民の皆様に啓発していくことになっています。この中にはいろんなテーマの講座があがっていますが、全てについて企画することができなかった、できない分野があったということです。昨年できなかった分野については、今年度積極的に啓発しようと企画しています。

武本委員：手が回らなかったということですか。

事務局／田中：取り上げられなかった分野があるということです。

高田委員：できなかったことは真摯に受け止めるべきで、どうすればできるのかということも考える必要があると思います。自分のところだけでしようと思うと、とてもじゃないができないと思うのですが、他の機関や部局との連携はどうなっていますか。

事務局／田中：今後は連携を大切にしていこうと思っています。

高田委員：言っていただいたら、専門家の人たちをご紹介できるのではないかと思います。

福本委員：芦屋の商工会でも雇用対策協議会でもそういうことは受けております。橋渡しはできるようになっております。

事務局／田中：ウィザス・プランには、企業に対する啓発も入っておりますが、あまり進められていない分野ですので、ご協力いただければ大変ありがたいです。

福本委員：これだけのボリュームをどれだけのかたが携わって、どれだけの期間でなさっていたのか分かりませんが、すぐできること、中期的にできること、長期的にできること、と分けれるとすれば大体どういう形になるのでしょうか。

事務局／田中：もともになるのが、男女共同参画行動計画ウィザス・プランです。冊子を開いていただきまして、10ページに基本目標として6本の柱がありまして、この目標を達成するためにそれぞれ基本課題を挙げています。この基本課題を解決するための具体的施策が、例えば13ページの基本目標1の基本課題1ですと、5項目あるということです。この5項目に対してのそれぞれの具体的な内容の説明が14ページにあります。全庁的に色々な事業をしていますので、この具体的な内容に沿った事業を洗い出して、毎年進捗管理をしています。

福本委員：実質的にはメンバー5人が動いてらっしゃるんですか。

事務局／田中：この取りまとめという意味ですか。

福本委員：取りまとめと、実質動いているかたです。

事務局／田中：具体的施策は、それぞれの所管課で実施しています。その実施結果を所管課自身が評価したものを、取りまとめるのが男女共同参画推進課です。

福本委員：全部一度洗い出して、早急にしないといけないこと、中期的にしないといけないこと、逆に達成できたことは外すとか、分類分けしないと、いつまでたってもできていないというのが続くのではないかと思います。

事務局／田中：はい。

中里会長：男女共同参画という分野の特殊性というか、男女共同参画・ジェンダーが政策のすべての分野に渡っていて、この観点から見直すというような趣旨で、国も各自治体も動くということになっているので、全庁の取組をこの審議会で見るという位置づけになっています。その取りまとめを少人数でしているのです、ここに載っている全部の施策を見渡して評価するという部分と、あと実際に男女共同参画推進課がする事業もかなり多いというところと、二つのレベルがありますけれども、全部見るという体制も先々少し簡素化していかないといけないかもしれません。男女共同参画推進課の実際の事業に割くべきリソースがこの資料づくりに相当割かれてしまうと思うので、その整理と、この課自身が実施すべき事業自体もかなり多岐に渡っているため精査が必要であり、その両面についてご検討いただければと思います。

事務局／田中：はい。

大内副会長：例えば防災・減災の講座では、防災の講師の情報などをたくさん持っている防災担当課に主体的にやってもらって、男女共同参画課は男女共同参画の視点を入れてもらえるよう連携するなど、ほかの課も巻き込んで一緒にやれば良いと思います。

事務局／田中：はい、ありがとうございます。実際今年7月に防災安全課と連携・協力し、男女共同参画の視点を入れた講座を実施しています。

大内副会長：男女共同参画の視点を持つとするならば、男性ばかりじゃなくていろいろな人がいたほうが良いと思うのですが、そういう視点は防災に限らず他課においても持っていますか。

事務局／田中：そういった視点も進んでおりまして、職員の構成についても、例えば10年前であれば「そこは女性は難しい」という職場でもどんどん女性が入って行って、庁内としても男女共同参画の意識が進んでいると思います。

大内副会長：わかりました。ありがとうございます。

中里会長：他いかがでしょうか。

高田委員：DVの相談件数の推移と庁内の審議会等の女性割合はわかりますか。

事務局／林：30年度分で配偶者からの暴力に関する相談件数が179件で、大体例年200件前後で推移しておりますので、30年度は少し少なかったかなという印象です。審議会の女性の割合は、30年4月1日で35.1%です。

高田委員：各審議会の女性・男性割合、それからDVの相談件数は、大事なデータで、その推移をみることも大切です。DV相談件数は増えている自治体もありますから、昨年度減っている理由について、次の時で結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

事務局／田中：はい、わかりました。

中里会長：女性の割合は、本日の資料の数値目標には入っていませんでしたか。

事務局／田中：本日お配りしている資料のなかで、ウィザス・プラン数値目標と左上に書いたものが入っているかと思います。その下から4行目、5-2-3「市附属機関等における男女共同参画の推進」というところで、女性委員比率が計画策定時は36.9%、目標年度の平成34年が40%、今年の数値が平成30年度で35.1%となっておりますが、31年度が終わりましたらその数値も入れて、推移がわかるように資料を作ってまいります。

中里会長：計画作成時より少しだけ下がっているということになりますね。
他にいかがでしょうか。

法兼委員：DVの相談は、芦屋警察の生活安全課とも連携を取っていますか。

事務局／林：はい。DVの相談があって、身体的な暴力などの時は確実に警察と連携を取っています。

法兼委員：夜間や土日でも相談窓口は開けて相談できる体制になっていますか。

事務局／林：市の配偶者暴力相談支援センターは、平日の9時から5時半が相談時間ですが、それ以外の時間帯は警察で対応していただいていますので、24時間対応になっています。

大内副会長：項番120の一時預かり事業ですが、一見するとやっているように見えるけれどもC評価なのはなぜなのかという点と、Cのところを見ていくと、予算が記入されていないところがありますが、予算が0だからやることができない状況だったのでしょうか。

事務局／田中：項番120に関しましては、目標の述べ年間利用者数6,000人に対して実績が1,958人で、目標に大きく届かなかったということで、所管課がC評価をつけています。予算につきましては、C評価に限らず啓発などが中心で予算を伴わないところを斜線とさせていただきます。

事務局／濱田：加えて予算の取り方として、例えばプロの講座はいくら、防災の講座はいくらというように講座ごとの積算ではなく、年間の講座数に対していくらという計上になっています。決算額は講座ごとに記入することができますが、予算額はできないため、斜線とさせていただきます。

大内副会長：そういう経緯をはっきり示したほうがいいと思います。項番120の年間利用者数が目標に大きく届かなかったというのは、そもそもニーズが2,000人で

2,000人が十分使えていたのならA評価になると思います。ニーズが6,000人あったのに2,000人しか利用してもらえなかったのか、ニーズを6,000人としたことが間違いだったのか、その分析をしないといけないと思います。

事務局／田中：わかりました。その観点をもって所管課に確認したいと思います。

大内副会長：平成31年の事業実施計画は延べ年間利用者数2,000人となっているので、逆に言えば2,000人で十分だったのかという感じがします。元々2,000人しか需要が無くて、2,000人利用してくれたらAでいいと思いますが、次年度に目標を立てる際に前年実績が2,000人だったので、次年度の目標を2,000人にしましたとなると本来のニーズが反映されているかという点からみるとおかしな話になると思うので、評価理由をしっかりと検証されたほうがいいと思います。

事務局／田中：はい、わかりました。

高田委員：いまの話は、このプランの中には入っているけども、そもそも子育てプランの中で議論すべきことではないですか。

事務局／田中：もちろん、この項目は子育てプランの中にも盛り込まれていると思いますがけれども、この一時預かりという事業は男女共同参画の観点からも進めなければいけない事業なので、ここでいただいたご意見は各所管課に返しまして、その視点を持って進めていくということになります。

福本委員：確認ですが、まず一番大きな目標が意識づくりなど6項目あります。この6項目にそれぞれ具体的な事業が1番から133番まであります。つまり、この133番の事業はすべて6つの中のどれかのカテゴリーに入っているということでしょうか。

事務局／田中：はい。

福本委員：カテゴリーはちゃんとあるわけですね。あと、この審議会の役割を確認させていただきますが、今の任期中の令和3年までにこの計画の柱から見直すのか、133項目の一つ一つについてできているできていないを判断するのか、あるいは単に意見を述べる場なのか、ゴール地点がよくわかりません。

事務局／田中：この計画は5年ごとに見直すことになっていますので、次期見直しは平成35年の3月になります。

福本委員：35年までは触らないということですか。

事務局／田中：はい、この計画の中身自体は触りません。この計画に沿った課題に取り組んでいって、5年後最終的に目標がどこまで達成できたかなどを検証し、次の計画策定に生かします。その間この審議会では、この計画に沿った年度ごとの目標、今回であれば133の事業について今いただいているようなご意見をいただいて、その意見を参考に所管課が次年度の実施を検討していく。また、これらの事業全体を総括的に見ていただいて、この基本課題の分野の施策はできている、この分野は弱いなど少し大きなくくりでの方向性のご意見もいただいて、それについて男女共同参画課が実際に施策を行う所管課へ下していくという形になります。

福本委員：今後のこの審議会の方向性を理解し、有意義な意見を出していきたいと思いましたので、確認させていただきました。それから、この資料の左の列に項目の番号を追加していただければわかりやすいです。

事務局／濱田：資料の作り方が至らなくて申し訳ありません。来年度資料を作るときに何か工夫させていただきます。

中里会長：この審議会は期によっては、次のプラン見直す年度であれば、それを議論する役割もありますが、今回に関しては始まったばかりですので、この2年間の任期については、進捗管理・進行管理が中心となって、どういう風にしたらそれを達成できるかというアドバイスというか意見を言う場になるかと思います。

福本委員：DVの話の中で、本日弁護士の先生もいらっしゃるんですけど、DVに携わったかたにお越しいただいてヒアリングをするといったこともあるんですか。

中里会長：直接当事者からヒアリングということは今までなかったと思いますけども、委員の中にもかなりDVに関わってらっしゃるかたが多いので、そのかたの意見は色んな形で反映されているといいます。

福本委員：わかりました。現実の厳しい状況を知らないで話をしても、かけ離れた議論になってしまうと思ったので、お聞きしました。

中里会長：そこはご存知の委員が複数名おられるということです。

中里会長：次のDV対策基本計画について事務局から説明をお願いします。

●事務局よりDV対策基本計画について、資料3・資料4に沿って説明

中里会長：ではご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

高田委員：5番のところで、新任職員研修の中でDVや男女共同参画を入れるようになったというのはとてもいいことだと思いますが、研修時間は何分くらいですか。

事務局／林：男女共同参画の枠が40分程で、その中にDVの説明が含まれますので、かなり時間は限られています。

高田委員：DV対策について新人が理解するための研修が、少しあるだけでもすごく大きなことではあると思います。継続していただけるといいなと思います。それから、10番目のスマホ講演会はどのような内容だったのか説明してください。

事務局／林：所管が学校教育課ですので、細かくは把握しておりません。

熊懷委員：私の子どもが学校から持ち帰った資料では、いま子どもたちは年齢の低いうちからスマホを持ち、そのうちSNSを使うようになりますが、安易にSNSに参加するとどうなるか、顔を見たことない人とSNS上で出会って、実際会うとどうなる恐れがあるというような話や、そこからデートDVなど恐ろしいことも起きる可能性があるというようなことが書かれていました。私は行けなかったのですが、保護者も参加の対象になっています。

高田委員：スマートフォンを持ったらという話とデートDV防止では目的が違うのではないかという疑問があります。いわゆる援助交際とか、それに関連する望まない妊娠の防止が目的の事業だと思うので、これで良しというのではなく、目的に達していないとして、書きぶりを検討したほうがいいのではないかと思います。

熊懷委員：デートDVも被害者支援だけでなく、子ども達自身が自分のストレスをどう発散するかというようなことをしっかり学び身に着けていかないと、自分もデートDVの加害者になってしまうかもしれないと自覚することが大切だと思います。子ども達を守り育てていく環境をつくるためには子育て推進課や学校教育課など関係課が密接に連携をしないといけないし、新人研修だけでなく、管理職級のかたが新しく出てきたリプロなどの言葉をきちんと認識してくださっていることが大切だと思います。デートDVなどの若年層の被害の増加を新聞で見た時に、加害者になる子も低年齢化しているのかなと心配になるんですけども、大きな犯罪になって一生をつぶしてしまうことがないように、どの子をも支えるというようなつながりが見えてくるといいなと思います。

中里会長：ありがとうございます。学校教育課等の所管課に今のようなご意見を伝えていただくことをお願いします。

事務局／田中：私たちも課題と考えているのが、デートDVもDVもそうですけれども、起こってからの対応、被害者の対応はもちろん大事ですけれども、まず起こさせない意識を持たせる、今ご指摘あったように、教育がされていないがために、自分がやっているという自覚なく当事者になっているという現実があると思うので、まず入り口で起こさせないという教育と言いますか、アプローチを学校等と連携してやっていかなければいけないと考えています。それから、啓発についても、デートDVの主な対象となる高校生に確実に届くような啓発の仕方ができないかを検討しているところです。

高田委員：17番ですが、人権推進課が所管課として、LGBTに関連した相談窓口を平成31年2月から開設され、相談が4件あったと書いてありますが、これはLGBT相談の中にDVのことが4件あったという意味ですか。

事務局／田中：いえ、DVについての件数ではなく、全体としての件数です。

高田委員：これはDVの計画で、同性愛の方々も同じようにDV被害者になるということで、相談できる体制を整えましょうという項目だと考えますが、そこにこの4件が入ると、何か書きぶりが違うと思いますので、次の時にはぜひご検討いただきたいです。

中里会長：他、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

武本委員：25番の相談体制の充実で、苦情対応の相談窓口や申出処理制度利用について周知を行えていないということですが、苦情というのは市の職員の対応についての苦情ですか。

事務局／林：男女共同参画推進条例に男女共同参画推進などについての苦情を市長に申し出ることができるという規定があり、それにはDV施策も含まれます。

武本委員：市の職員の対する苦情ですか。施策自体の苦情ですか。

事務局／林：例えば表現の仕方など、施策の内容についての苦情です。

高田委員：例えば、相談をしたり、同行支援などいろいろな支援をする職員等の対応に対する苦情に使えるものなのか、また、自分の名前を出さなくても対応してく

れるのかということをお聞きしています。

0件ということですが、苦情が無いから0件なのか、苦情はあるが周知不足で0件なのかの議論が必要ですね。

武本委員：12番のネットワーク会議は、年に1回は必ず開いていただきたいと思っています。市の体制も毎年異動がありますから、ネットワーク会議で、住宅、生活保護、福祉、子育て支援などの担当の方々にもDVの現状やどういったことに困っているなどについて協議が必要だと思います。DVについて議題がないという年でも会議を開くこと自体に意味があり、そこで初めて出てくる事例や職員の対応や苦情についてなどいろいろな情報交換ができ、それが市のトップの人たちに対する啓発にもつながりますので、日程調整が大変だと思いますけれども、ぜひとも年に1回は開いていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

高田委員：ネットワーク会議の規定みたいなものがありますか。

事務局／田中：はい、要綱がございます。

高田委員：その要綱には、「年に1回開催すること」といった開催回数みたいなものは、ありますか。たぶん、会議回数や会議の招集する人について書いてあると思いますが。

事務局／田中：はい、メンバーは書いてあります。

高田委員：要綱に開催回数がないとすれば、そういうのが入れられることによって、システムティックに、開催されるという風にも考えられますので、またご検討ください。

事務局／田中：はい。

中里会長：25番の苦情のお話がありましたけど、どういう苦情相談についての周知なのかということに関して、高田委員のご指摘と事務局の想定がずれているように感じました。何を周知するかということが明確になっていないと、周知の行動につながらないと思うので、そこは何かこういう部分について周知するという、合意は事務局の中ではありますか。一般的な男女共同参画の苦情処理の周知をするというような考えなのか、DVに特化した形での苦情、DVへの対応についての苦情処理なのか。

事務局／田中：ここでの苦情処理というのは、DV被害者、それからその支援者から

のDVの対応に対する苦情ということです。

中里会長：それを、今のところ周知はできていないということですね。周知はいろいろな方法で、進めていただく必要があるのかなと思います。

高田委員：一回目の会議なので、芦屋市のDV相談件数と曜日・回数・時間・相談員の状況というのを簡単でいいのでみなさんにわかってもらっておいといたほうがいいと思います。

事務局／林：芦屋市配偶者暴力支援センターを設置しております。DVの被害者からDVについて相談を受けて、避難や自立支援を担当しております。毎週月から金曜日、時間が開庁時間と同じで9時から5時半、お昼休みは除きます。

相談の件数は、30年度は電話相談、電話相談からの来所相談を合わせて179件、大体例年200件前後で推移しております。あとは、DV被害者が避難する際に、一時保護を利用したケースが昨年度は2件ありました。あとは、保護命令、これは配偶者から暴力を受けている方が、加害者を近づけさせないための接近禁止命令を裁判所に申し立てる際の申請手続の支援もやっておりますが、30年度は1件ありました。また、デートDVも配偶者暴力支援センターの事業です。

高田委員：相談員の人数は何人ですか。

事務局／林：31年度からは婦人相談員2名体制です。

福本委員：LGBTの特にTのトランスジェンダーのかたから、トイレのリクエストがあったことがありますか。男性用、女性用に分かれているトイレは、トランスジェンダーのかたはを使いたくないということで、ユニバーサルトイレの設置などの相談や議題に上がったことがあるのかどうか、また、対応を考えてらっしゃるのかお聞きします。

事務局／田中：庁内でもそういう問題は取り上げておりました。新しい男女共同参画センターが入っている分庁舎の建替えの際は、設計段階で「だれでもトイレ」の設置を計画していました。ただ、「だれでもトイレ」であっても、例えば車いすのかたと一緒になってしまったりするときに、「なんで男女のトイレがあるのに車いすのトイレを使うんだろう」というように見られてしまうということを懸念されて、使いにくいというようなご意見がありますので、表示については車いすなどのマークだけでなく、男性・女性も含め全てのマークをつけて、本当に誰もが使いやすいようにしました。

福本委員：場合によっては、ハラスメントと誤解されてしまうケースもあると思うので、LGBTのかたへの配慮もしっかりと考えないといけないと思います。

中里委員：ありがとうございました。それでは時間になりましたので、ここで審議を終了します。今後の流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局／田中：資料が大量で、かつ、お送りするのが直前になり、改めて申し訳ございませんでした。本日いただいたご意見に対し即答できなかった点、あるいはご要望については改めてご提示させていただきます。

中里会長：次の会議の開催予定についてお願いします。

事務局／田中：市民アンケート実施や計画策定の年度は回数は増やし開催させていただきますが、今年度はこの進捗管理のみですので、次回は次年度のこの時期にで予定しています。ただし、予定外での審議事項ができた場合は、開催させていただく場合がありますが、げんざいのところは、次年度という事でお願いいたします。

中里会長：それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。委員皆様ありがとうございました。

以 上